

奈良県告示第八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、大和高原南部土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

令和元年五月十日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	長谷川 明	桜井市大字外山一一五一
〃	森 清人	〃 大字笠一八六八
〃	馬場井 啓友	〃 大字小夫三二五三
〃	井上 源一	宇陀市大字陀小和田一三三二
〃	西岡 新一	〃 大字陀口今井六七六
〃	喜多 陽三	〃 大字陀岩清水一四八六
〃	吉岡 秀義	〃 大字陀野依二〇〇
〃	白毛 良夫	〃 菟田野佐倉四〇八
〃	京地 俊夫	〃 菟田野宇賀志五二―一二
〃	梅澤 巖	〃 菟田野稲戸八三一―一二
〃	森開 熙	〃 榛原池上三三五
〃	加留 勘次郎	〃 榛原笠間二四〇〇
監事	山本 壽三	桜井市大字笠二二〇八
〃	上西 喜三郎	宇陀市大字陀大熊五一二
〃	井岡 康夫	〃 菟田野見田三三五―一
〃	桑原 誠人	〃 榛原栗谷一七〇

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	箕輪 周治	桜井市大字吉隠四八
〃	森 清人	〃 大字笠一八六八
〃	中畑 博	〃 大字小夫嵩方五二八
〃	尾植 基二	宇陀市大字陀岩清水三六一
〃	西岡 新一	〃 大字陀口今井六七六
〃	吉岡 秀義	〃 大字陀野依二〇〇

井上	源一	〃	大宇陀小和田一三二
京地	俊夫	〃	菟田野宇賀志五二―二
西垣	実	〃	菟田野佐倉一九四
新 貢		〃	菟田野大神二六三
中野	理	〃	榛原萩乃里八三
和田	榮	〃	榛原比布九六五
大西	正和	〃	榛原笠間八八四
鴻池	嘉宏	〃	桜井市大字笠一九二九
奥峰	清一	〃	宇陀市大字陀守道三九五
井岡	康夫	〃	菟田野見田三三五―一
桑原	誠人	〃	榛原栗谷一七〇